

たいしちょう す
太子町にお住まいの
 しんたいしょうがいしゃてちょう
身体障害者手帳または
 りょういくてちょう も かた
療育手帳をお持ちの方へ



AT 限定も OK!

ふつうじどうしゃめんきょ しゅとくひよう いちぶ じよせい
普通自動車免許の取得費用の一部を助成する制度があります。

対象者	身体障害者手帳または療育手帳所持者で、自ら自動車を運転し、次の条件を満たしている方 ・法指定の自動車教習所において技能を取得し、 新規に免許を取得した方 ・運転免許取得に要した経費を自らの負担で自動車教習所に支払った方 ・自動車を使用することにより、職業の安定、生活の向上と行動範囲の拡大に実効があると認められる方で、交通機関の利用が非常に困難である方
助成金額	10万円を上限として、免許取得に要した経費の2/3以内
必要なもの	障害者手帳または療育手帳、運転免許証、自動車教習所の証明
注意	免許取得日から1カ月以内に申請をしてください。
問い合わせ	太子町役場 社会福祉課障害福祉係 電話 079-277-1013 住所 揖保郡太子町鵜 280 番地 1

